

第七章 耐乏の中に朗報あり

第七章 耐乏の中に朗報あり

一、小作人勢揃え開成社一安堵

十三年三月三十一日 横田利兵工社員宅に第二十二回会議を開催、この会は前月二十七、八両日安藤宅に行われた会議の継続であり、社員らも前月以来この日まで一か月の間考慮をつくされたこととして、宿題の小作人処遇に関しては開会と同時に、前回持越の小作人処遇案を議題として討議に入った。開成社事務担当馬場直人の進行係でさっそく具体的條項が提示された。

すなわち、かねて小作人間の希望を制限して帰向を迷わせ、彼らの動搖の主因をなしてきた小作方法の永住小作、一期小作の選択を人によって差別したことを廢して、自由選択を認めたことである。この改則を前日まで小作人個々に示して得た回答が会議席上に報告されたによれば、彼らの大多数は喜色を以て賛同し、今まで社並びに社員に反抗し不法の怠慢を続けてきたを悔い、謝罪を表したのも何人かいたとある。改則に従って方向を決定し新締約に記名した人員別は合計五十九人中

一、永住小作締約者 十五人

一、一期小作締約者 三十人

右四十五人は開成社小作人として定着し、開拓と耕作に専従するものである。この外十四人の未締約者がいるが、内六人は最不行状の小作人としてすでに開拓科の退去処分をうけ、残八人は退去を希望し佃戸を退去したが行先不定で賃房に収容されていた。この時点での開成社所有水田は六十七町六反七畝三步、内二十五町歩は如宝寺鈴木信教に試作田として貸付、七町六反十六歩を近隣農家に託出し、残三十五町六畝十七歩が開成社直営でこれが前記四十五人の小作田に

当てがわれた。小作田面積に課せられる宅地税年間二十八石三斗五升は小作人において負担の件も四十五人と確約されここに開成社員一同は、見透しついた稲田に今年の田植の活況を想い安堵の胸をなでた。

三十一日付社誌は、その情況を表わしている。社員歓喜して曰く、会議一回し隸農の処分定まり、本年挿秧の方法立ち且つ履歴書成りて顛末判然たり、此夕何の夕べぞ此嘉会に遇う、古語に曰く、彼の雨雪を観るに先ず集まるは之れ霰と雨雪の後へ必ず快晴を得べし、今日快晴に逢う思いあり各議を止め、酔を尽して散す（仮名遣い以外原文通り）

（註）○挿秧（田植）○履歴書（開成社経歴）

二、信教試作田に援軍

十三年五月二十六日 開成社貸付の鈴木信教試作田二十五町歩が人手不足のため、刻下田植最盛の五月季を空しく放置状態にあるとて、開成社に応援を求めてきた。原因は雇用農夫二十余人中五人は退散し、十二人が病床にあり、残数人では作業の見達ないというのであった。この障害は秋の収納に打撃となるので開成社は道路修復の工夫を大挙試作田に向け信教僧を助けた。

三、郡山農業学校開校

十三年六月十八日 郡山農業学校開校式を挙行する、予て開成社が中心となり計画中のが実現したのであって、開設場所は郡山中学校予定の校舎を利用した。

そもそも郡山小学校は明治六年設立の私塾隆盛舎が発端であり、隆盛舎は阿部茂兵工嶋原弥作、橋本清左衛門、安藤忠助、佐藤伝吉、阿部茂助、甲斐山忠左衛門ら七人が合計七百元を醵出実現し明治開進の子弟教育に^{こた}応えたものである。

その後学制による郡山学校が発足したが校舎不備のため、九年に至り小中学併置の校舎が新築された同年六月明治天皇の臨幸に際し、随員木戸孝允の揮毫命名で金透学校と呼ばれ今日に至る。

小中併置の新築校舎は中央部階上階下を中学校に東西両翼を小学校に当てたのであるが、中学部の方は入学者なくその空室に新設の県指定農学校に使用された。

四、佃戸の火事

開拓地区には神宮社殿、開成館（安積郡区会所）の外百戸をこす佃戸、賃房の建造家屋があり、いずれも木造だから火に用心したであろうが、それでも社誌の報ずるところでは、明治十二年四月二十五日鳴原所有の佃戸、同年七月二十一日社有賃房、十三年一月二十三日横山貞吉所有佃戸の各一戸が火災を被っている、三件共無頼小作人の放火の疑惑濃かったが結局原因不明に終る。

五、佃戸開始以来の田植成績

十三年七月五日 今年の田植実況調査が馬場事務担当者から報告された。小作人との紛争が新締約によって終息した最初の時機だけに、彼らの作業成績は開成社も念頭においていたが、佃人の担当分三十一町八反九畝十一歩、佃人以外の郡山、西ノ内等農家小作分七町八反十歩、信教僧試作田分二十一町五反一畝二十三歩、合せて六十一町二反一畝歩が季節内植付を終了した。

このように社有稲田の総面積に亘り一斉植付が行われたことは、佃人入植開始以来の朗報として社員らも氣をよくした。何よりも佃人（小作人）が新締約に励みを感じ働く意欲を示したによるものだが、同時にまた農学校開校に付属して設置された農業試験所の実験田圃運営に伴う新しい農業技法が佃戸集落やその他にも反映して、これが農作の興味をよびおこし、労働能率を増進させたとも言われた。

六、政府資金五万円借入工策

十三年八月十一日 夜開成社臨時総会を召集し、桑園稲田の全面的手入と新規道路開設費として政府より五万円借入の件を協議した。五万円の巨額は社運振興のためとはいえ過大負担であったので一回の会議では結論に至らず、当夜を動機として同月十四日、二十三日、二十四日、二十六日と連続討議を重ねた。

当時の政府としては自治行政庁でない一団体への巨額貸付金は問題であつたらしく、ただ開成社が開拓に先導的使命を果してきた公共奉仕の精神を認めねばならないとあつて、政府も無氣にこれを退けはしないが借入金に相当する担保を条件とし、なお開成社全員の保証を必要とした。担保には佃戸六十戸が目当となり、借入期間中は佃戸建造物は政府の所有として管理されるという厳しいものであつた。もっともこの担保並びに保証条件は政府直接の言でなく、県開拓科矢部属、立岩属らの中間斡旋者の情報であつた。

これに対し開成社は両属の情報を政府の方針とみなし、阿部、鳴原、橋本、津野、柳沼の首脳幹部が合議をとげ、社員保証の件は各自家業の状況を異にしている関係上応じ難いが、その代りに佃戸と共に所有開拓地の抵当を辞しないとして、立岩属に文書で回答を提示した。

両属は交互に上京して政府関係筋に陳情を続け、五万円が減額された場合のこと。決定に先立ち山林払下代金の一時完納のこと。開成社開墾起業以来の経費細目表の提出などの付帯事項履行の指示がもたらされた。

九月五日、開成社五万円願書は中条大書記官の添書で正式に進達されたの報に接した。それによれば、返済方法は十か年据置、十一年より十年間の年賦とし利子は年三朱と定められ、抵当は開成社有の開墾地、宅地建家（佃戸）を当てるとしてある。

中条添書に対する左記開成社付言は、起業後八年間の足跡と現状なお容易ならない事態を、初めて政府要路に訴えた文書による表白であつた。

（上略）二十五名結社明治六年以来墾業に従事し、八星霜を閲するも全く功を奏するに至らず、而して往事を顧れば告諭の趣旨は地を開き桑樹を植え公利を起し士族授産に着眼せらるなり、然れども食足らざる新移の民、道路橋梁公共の

務に服すべからざるを知り傍観するに忍びず、弊社専ら公共の務を為すにより力を社業にのみ尽す能はず、今に至り功を奏せざるは資力の及ばざる所にあるなり。故に家業に勤勉し余資を以て十分に事を整頓せんことを企望するも、財本限り有り事業限りなし、是を以て墾地商業心両端に亘り時機を誤ること多く、志を達し難し、此上は官庁の厚き保護を蒙らざれば、他辛酸をなめし事業却去するに至り残懷に堪えざるなり、大書記官、社の原因より其消費する金額公共の務を為し、道路、橋梁、神社、学舎等の事より今日に至るまで、事業を起す亀鑑となり、未だ嘗て官庁に究情を訴えざる事等を縷述し添書せられた（下略）

七、杉大輔ら政府要人來訪

十三年九月初め以来大政官議官由利公正内務省輔勸農局長品川弥二郎、宮内大輔杉孫七郎の政府要人相ついで開拓地を^{おぎろ}勞う。杉宮内大輔は明治九年、明治天皇東北巡幸に随供して開墾早期の桑野を見ているので懐旧の情にしたると共に、五年間を経た現在の景況に目をむけ、かつて雑草の野、藪沢^{すな}の不毛地と映った場所も立派に開削されて稲田となり桑園菜園となって広がるを眺めて驚嘆した。大輔は書道の大家である所から社員有志の所望に応じ揮毫する風雅な一時もあり、帰途に際し開成社は開拓堀削で出土の古陶器二個を贈った。

八、博覧会に開墾地生産出品

十三年九月二日 博覧会出品解説書を安積郡に提出する。予て東京上野に開催の第二回内国勸業博覧会に出品勧誘をうけていた開成社、調査準備を進めていたに對しこの数日前の八月二十九日磯部始安積郡書記來社し解説書作成の指導をした。それによって解説書をまとめ郡を通じ県勸業課に進達する。出品は桑野村生産の米、茶、繭、生糸の四種である。

（註）第一回勸業博覧会は明治十年に上野公園に開催。

九、農具製作所設置

十三年十月二十三日 郡山農具製作所設置の計画成る。(前掲)内務少輔勸業局長品川弥二郎から政府補助で白河か須賀川に農具製作所を設置し、本県の農業機械化に資したいの話を受けた随行役の県開拓科池田一等属が、設置地は白河須賀川よりも現下第一の開拓新天地郷の桑野村を控えている郡山が適地であると進言したに對し、品川局長もこれに賛成した。設置具体化には県開拓科が主となり、場所、建物等の配置は地元開成社の助力が必要であり、として池田属からこの計画が正式に開成社に持込まれた。

この後の準備は矢部属が専ら担当した。製作所は既設建物に依存すること。所要建坪は相当の広さが要求され、郡山村内を物色の末柏木甚十郎家屋を借用することができた。この農具製作所がどのように經營され、何を製作したかについては、その後記するところない。

一〇、貢米完納表賞の実効

十三年十一月二十四日 小作人の納税奨励に資するため表賞規程を設けた。これは馬場直人の発案であるが、これに對し賞は罰の処置と均衡しなければならぬ。所が佃人の中には依然として不穩分子が介在しているにもかかわらず、処罰担当の開拓科が何ら発動することなく放任している、寛大に増長した彼らは党を結び訴訟を起す者さえあるに、賞を与えたりしては彼らを一層甘やかすことになるとして、社中反対の声があつて、なかなか決しかねた。しかし信賞必罰の道理あり、ことに当面賞与の対象は宅地税の完納と過年度滞納一掃をねらうという特定のものであるとして実施にふみきることになった。実施と決定してから馬場は発案者の面目上、所期の成績をあげようと佃戸を日夜歴訪し、表賞主旨を周知させながら納税貢米の整理と督促に當つた。賞は左の二種とする。

永小作人へ与える賞を四等までとす。

一、一等賞金十円 但し農業を励み十二年宅地税及び本年分も第一期遅滞なく納めたるもの

一、二等賞 金七円五十銭

一、三等賞 金五円

一、四等賞 金三元

但し分別は貢納期日と、十二年分と、本年分との宅地税皆納半期の別を立つるなり
一季小作へ与える賞を五等までとす。

一、一等 三本鍬 価九十銭 貢納一俵以上

一、二等 山刀 価 三十八銭 同 二斗以上

一、三等 鎌 価 十七銭 同 一斗以上

一、四等 目録 金十銭 同 八升以上

一、五等 手拭 価 七銭 同 三升以上

右表賞規定が翌十二月に入るとまもなく実行された。

十二月五日は貢米第一期取立日で、早朝から馬または車で宅地税米を倉庫に搬入あり社員立会の上検収したが、納米者中永小作人一等十円受賞十五人あり、その納米量計十俵二升二斗五合粃六十九俵、金額にして百二十三円七十五銭。

同十日には一季小作一等賞四人、二等三人、三等三人、四等一人、五等七人、納米量計十一俵二斗九升五合粃三俵三斗三升。

創業以来貢米の収入をみたはこの年を初めとす、と記してある。表賞奨励の効果といえよう。

一、企業増産化に工夫

十三年十二月二十六日 阿部社長が内務省勸農局出任樋田魯一宛返事の中に

(上略) 本社も創業より凶荒貯蓄を慮り、社則により宅地税三俵の粃を五か年間積穀し備を為すの定めなれど、隸農の紛争より之を怠り、只二百七十俵の粃を桑野村の備となすのみ、故に今春方法を変え督励せしに本月五日に至り粃百二十俵の収入あり、初めて社則の主旨に副うを得たり、これは佃戸の勤惰貢租の遅速を分ち、金と農具とを与えて賞せしに隸農も大いに競いるなり、明年は本年に勝り水田六十町余の挿秧を約し、本社試作十町余歩を合すれば水田残らず挿秧(植付)の事に至るべし、故に益々凶荒予備に留意せんとす。内務少輔閣下へも貴下より陳情あらんことを伏て懇請する所なり(下略)と、社業の一端を陳言しているが、文面は投資一方の負担から脱出して企業増産化の工夫が報じている。

一二、明治十三年暮の朗報

十三年十二月末に左の発表があった。小作人の収獲高と開成社直営の収入をまとめた。これは歳末調査報告とみられるものだが、両者それぞれの収獲を数字で示している。これによって、この年は小作人にも地主側の開成社にとっても、黒字の実績を収めたことになる、とりわけ明年の水田植付を予定できたは小作人の志気を振起させるものであり、地主側も期待する所であった。

開成社収入

一、金百三十二円 永久佃戸十六戸十二年分宅地税

一、米二十一石六斗 右十三年分宅地税

一、金百八十円七十五銭 一季小作佃戸家賃並に菜園税

一、米六石八升五合 右十三年分小作税

合計金 三百十二円七十五銭

米二十七石六升八斗五合

小作人収獲

一、米三十俵以上の者 三名

一、米二十俵以上の者 八名

一、米十俵以上の者 十二名

明年水田植付の数

一、二十三町七畝十一歩 永久佃戸

一、二十六町一反二十歩 一季佃戸

一、十一町四反三畝二歩 開成社試作

一、九町五反四畝九歩 近隣小作

計 七十二町五反五畝二十三歩

一三、県開拓科桑野に移動

明治十四年一月十八日 県開拓科が桑野村に移動し、開拓本課と称し、県には分課を置く。多分この時期、安積疎水工事たけなわとなり、奈良原繁政府派出監督官ら工事関係主要官吏は郡山と桑野に駐在していたによって、このような臨時措置がとられたとみられる。臨時開拓本課は別に庁舎を造築せず郡役所内に設置された。

一四、小作人男女三百五十人

十四年七月七日 現在の開成社に所属する小作人は、男百八十人女百六十八人でこれが居住佃戸六十三戸であった。この数字は開拓課の指示による正式な届出として、この数字は当時点における開成社拓地企業の実態を示すものであり、拓地反別の数字は同届出にないが、前掲に挙示された田畑合計して百町歩を下らないを推測でき、外に二百数十町の山

林を保有していた。

一五、中条政恒転任別離の辞

十四年八月二十八日 中条政恒大政官勤務に転じ離県することになり、この日大神宮境内にむしろを敷いて送別会を設けた。在県十年の感慨の中に、

余福島県に奉職し十年の星霜を経過す、管内の人に交わる、敢て親疎せずといえども本村の如きは久しく出張し開拓奨励するを以て、もつとも眷顧する所なり、諸子もまた余の開拓に熱心せしは熟知あるべし、今別れに臨んで諸子に告ぐべきは、たとい身を輦下に置くも心は本郡の事業を離れず（下略）と述べている。

一六、明治天皇再度の巡幸

十四年 明治天皇奥羽巡行に際し再度郡山に成らせられ、往還幸共宗形弥兵衛方に御休泊、還幸御日程の十月五日には桑野村に臨まれて九年以来の開墾進況を御覧になった。社誌に従い 十四年巡幸関係記録を左に原文通り摘記する。

六月十三日立岩一等属開成社に告げて曰く、聖上秋田山形両県より還幸の際、郡山に駐輦、駅地叡覧あるべしとの予告があつて後

十月五日、天皇陛下下驛を駅内に駐め、午下桑野に幸し開墾関係者を召される。茂兵衛、弥作、清左衛門、喜七身に礼服を着け開成館に至る。大木議参官言を伝えて曰く、起業以来引続き事務担当、追々開墾の実功を奏し神妙の至りなり、尚お倍々勉勵すべしと口諭せらる、各開墾社員も褒詞を蒙り、終りて龍駕直ちに大蔵垣原久留米開墾社に臨ませられ、少憩ありて郡山に還幸す。

十月七日、有栖川左府官、大隈参議桑野村に臨まる、開成社長ら之れに赴き謁見し既にして郡山に帰る。宮及び参議も郡山休憩所に入り、参議は茂兵衛、弥作、喜七らを召し開拓に勉勵することを称せられる。

十月七日、社長開拓科の召喚に赴く、立岩一等属、宮内省より開拓奨励のため農具料として金三十七円五十銭下し賜わ
ることを伝う。

一七、疏水引用の水利計画

貫通した安積疏水を多田野村地内から分水して、郡山、小原田、横塚、桑野四村の水利に資そうとする計画が開成社を
主体として起動した。これは郡山市と安積疏水との現状に対する先鞭となったものである。

郡山は安積郡の首町としてこの時期、戸数一千百余戸、人口五千四百余を擁して商旅の往来繁華を呈し、加えて正製組
（社長永戸直之介）真製社（社長鳴原弥作）の二つの製糸業が出現していた、水は農業灌漑と共に工業用としても必要
であったが、この外衛生浄化、防火用として将来のため豊富な給源地確保がこの計画の着眼であり、関係四村の応分の
寄附を表明した願書が開成社名で県に提出された（社誌十四年十一月七日）

一八、郡役所郡山に移動

十五年一月十五日 桑野村開成館に施設されてきた安積郡役所が郡山村陣屋地内に移転した。
郡役所を郡山に移す。役所元来郡山に置くを便とす、開拓創業に際し格別の保護を加うる必要から桑野に置けり、此に
至り開墾緒に就く、故に之を移すの令あり、と、同日付社誌は報じている。

一九、小作課税米軽減嘆願

十五年一月二十六日 永小作人中から課税米延納方法について陳情あり、規則では宅地米毎年三俵を貢納となっている
を、新移住人民には資力伴わず実行至難なる故に、今年から十九年まで年一俵に軽減されたいの嘆願におよんだ。これ
に対し開成社は翌二十七日臨時総会を開き嘆願を容れることに議決、その代り永小作の名を廃し小作証を徴することと
した。